

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府 省 庁 名 環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （自動車税（環境性能割） 自動車税（種別割） 軽自動車税（環境性能割） 軽自動車税（種別割））	
要望項目名	車体課税のグリーン化	
要望内容（概要）	<p>令和6年度与党税制改正大綱において、「自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期 展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされていることを踏まえつつ、自動車税及び軽自動車税の環境性能割及び同種別割におけるグリーン化特例の見直しに当たっては、これらの税制によってユーザーが環境性能の高い自動車を選択し、もって地球温暖化・公害対策の推進に寄与してきた役割を踏まえ、その政策インセンティブ機能がより一層強化されるよう、関連する税制も含め総合的・体系的に一層のグリーン化を図ることとされたい。</p>	
関係条文	-	
減収見込額	<p>[初年度] - (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 環境性能に優れた自動車の普及を推進し、大気汚染及び騒音の防止並びに地球温暖化防止を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 自動車からの排出ガスによる大気汚染問題、エンジンに由来する騒音問題や燃料消費に伴うCO₂の排出による地球温暖化問題に的確に対応するためには、環境性能に優れた自動車の早期普及を図ることが必要不可欠である。特に、CO₂削減に関しては、運輸部門のCO₂排出量（2022年度）は約1億9,200万トン、うち、自動車分は約1億6,452万トンにのぼり、我が国全体の約15.9%に相当する。令和3年10月に改定された地球温暖化対策計画において、日本は2030年時点において2013年比で46%削減する新たな気候変動対策目標を定めたことから、CO₂排出量のより少ない自動車への一層の転換が不可欠である。さらに、2020年3月に策定された新たな2030年度燃費基準が達成された場合、燃費改善率は2016年度の実績値と比べて32.4%改善、2020年度燃費基準の水準（WLTCモード換算の推定値）と比べて44.3%改善となることから、こうした燃費基準に基づく燃費改善を踏まえた環境性能が求められる。このため、環境性能に優れた自動車に対し税制上のインセンティブを与え、その普及を促進し、大気汚染や騒音の改善及び地球温暖化の防止を図ることが必要である。</p>	
本要望に対応する縮減案	なし	

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>施策1. 地球温暖化対策の推進 目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり</p> <p>施策3. 大気・水・土壌環境等の保全 目標3-1 大気環境の保全（酸性雨・黄砂対策を含む）</p>
		政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化対策法で「2050年カーボンニュートラル」が明記 ○ 地球温暖化対策計画において「2035年までに新車販売で電動車100%を達成する目標」が設定 ○ 地球温暖化対策計画において「2030年時点で2013年比46%の削減する目標」が設定。 ○ 成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車分野においては、サプライチェーン全体でのカーボン・ニュートラル化を目指し、エネルギーの脱炭素化と合わせて、包括的な支援策を実施し、電動化を推進する。 ○ 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和3年6月18日策定） 税制については、「令和3年度与党税制改正大綱」を踏まえ、次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行うこととし、2050年カーボンニュートラル目標の実現に積極的に貢献するものとするよう、検討を行う。 ○ 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（令和4年11月22日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・ 対策地域において、令和8年度までにNO2及びSPMに係る大気環境基準を確保。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	-
		同上の期間中の達成目標	-
		政策目標の達成状況	<p>運輸部門の排出量は、2022年度確報値で約1億9,200万トン（2013年度約2億1,500万トン）であり、これを2050年カーボンニュートラルの実現に向けて取組の一層の加速化を図る必要がある。</p> <p>令和4年における新車販売に占める電動車の割合は44.9%（ハイブリッド自動車42.1%、電気自動車1.7%、プラグインハイブリッド自動車1.1%、燃料電池自動車0.03%）であり、令和4年末のEV・PHVの累計販売台数は約46万台、燃料電池自動車の累計販売台数は約7.7千台である。</p> <p>また、令和3年度大気環境基準達成率は、NO2が100%、SPMが100%となっているが、引き続きNO2、SPMについて安定的・継続的に大気環境基準を確保することが求められている状況にある。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	-	

		<p>要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)</p>	<p>環境性能に優れた自動車に対し税制上のインセンティブを与えることにより、環境性能に優れた自動車の普及を一層促進する効果が期待できる。環境性能に優れた自動車、特に車両からの排出ガスが無く、騒音の少ない自動車の普及により、自動車からのNOx・PM 排出量の大幅な削減とそれに伴う大気環境の改善が期待できるとともに、CO2 削減効果も大きく、地球温暖化防止にも資することから、本要望事項は有効である。</p>
相当性		<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>○ 国税 ・ 環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の特例（エコカー減税）</p>
		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	-
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	-
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>環境性能に優れた自動車に対し税制上のインセンティブを与えることで、広く国民に対して、環境性能に優れた自動車の効率的な普及を一層促進するとともに、自動車からの大気汚染物質等の排出量削減によるNO2、SPMの大気環境基準や騒音環境基準の確保やCO2削減効果による地球温暖化防止を推進することが可能である。</p>

これまでの 税負担 軽減 措置 等 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	税負担軽減措置等の 適用実績	-
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	-
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	-
	前回要望時の 達成目標	-
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	-
これまでの要望経緯	<p>（自動車取得税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に制度創設。 ・平成 22 年度税制改正において、一定の環境性能を有する車両総重量 2.5 トン超 3.5 トン以下のトラック・バスを軽減対象に追加。 ・平成 24 年度税制改正において、燃費基準等の要件を引き上げた上で 3 年延長。 ・平成 26 年度税制改正において、エコカー減税を拡充。 ・平成 27 年度税制改正において、エコカー減税を見直し。 <ul style="list-style-type: none"> ○非課税： 電気自動車等 ○非課税： 平成 32 年度燃費基準+20%達成 ○税率をおおむね 80%軽減： 平成 32 年度燃費基準+10%達成 ○税率をおおむね 60%軽減： 平成 32 年度燃費基準達成 ○税率をおおむね 40%軽減： 平成 27 年度燃費基準+10%達成 ○税率をおおむね 20%軽減： 平成 27 年度燃費基準+5%達成 ・平成 28 年度税制改正において、平成 29 年 4 月 1 日より自動車取得税を廃止することが決定。 （その後、消費税率引き上げ時期延期に伴い、廃止時期を 2 年半延期することが決定。） ・平成 29 年度税制改正において、次のように変更した上で、2 年延長。 <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度 <ul style="list-style-type: none"> ○非課税： 電気自動車等 ○非課税： 平成 32 年度燃費基準+40%達成 ○非課税： 平成 32 年度燃費基準+30%達成 	

- 税率をおおむね 60%軽課： 平成 32 年度燃費基準+20%達成
- 税率をおおむね 40%軽課： 平成 32 年度燃費基準+10%達成
- 税率をおおむね 20%軽課： 平成 32 年度燃費基準達成
- 税率をおおむね 20%軽課： 平成 27 年度燃費基準+10%達成
平成 30 年度
- 非課税： 電気自動車等
- 非課税： 平成 32 年度燃費基準+40%達成
- 税率をおおむね 80%軽課： 平成 32 年度燃費基準+30%達成
- 税率をおおむね 60%軽課： 平成 32 年度燃費基準+20%達成
- 税率をおおむね 40%軽課： 平成 32 年度燃費基準+10%達成
- 税率をおおむね 20%軽課： 平成 32 年度燃費基準達成
- ・平成 31 年度税制改正において、消費税税率 10%引上げに伴う廃止を決定。
→自動車税及び軽自動車税（環境性能割）の創設

（自動車税及び軽自動車税（環境性能割））

- ・平成 31 年度税制改正において、消費税税率 10%引上げに伴う自動車取得税の廃止後、導入することが決定。
- 非課税： 電気自動車等、平成 32 年度燃費基準+20%達成（軽自動車は同基準+10%達成）以上
- 1%： 平成 32 年度燃費基準達成+10%達成（軽自動車は同基準達成）
- 2%： 平成 27 年度燃費基準（軽自動車は上記以外）
- 3%： 上記以外（軽自動車は対象外）
- ・消費税税率引上げに伴う経過措置あり（～令和 2 年 9 月まで）。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済対策として同経過措置を延長（～令和 3 年 3 月まで）
- ・令和 5 年度税制改正において、現行の税率区分を令和 5 年 12 月末まで維持した上で、環境性能割の税率区分の基準となる燃費基準の達成度を段階的に引き上げ、3 年後に次回見直しを行うことが決定。

（自動車税（種別割））

- ・平成 13 年度に制度創設。
- 税率をおおむね 50%軽課： 電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・旧☆☆かつ燃費基準達成車
- 税率をおおむね 25%軽課： 旧☆☆かつ燃費基準達成車
- 税率をおおむね 13%軽課： 旧☆かつ燃費基準達成車
- 税率をおおむね 10%重課： 11 年超のディーゼル車・13 年超のガソリン車（低公害車、一般乗合バスは適用対象外）
- ・平成 15 年度に、軽課の内容を次のように変更。
- 税率をおおむね 50%軽課： 電気自動車（燃料電池自動車を含む）・天然ガス自動車・メタノール自動車・旧☆☆☆かつ燃費基準達成車（LPG 自動車を含む）
- ・平成 16 年度に、軽課の内容を次のように変更。
- 税率をおおむね 50%軽課： 電気自動車（燃料電池自動車を含む）・天然ガス自動車・メタノール自動車・☆☆☆☆かつ燃費基準+5%達成車（LPG 自動車を含む）
- 税率をおおむね 25%軽課： ☆☆☆☆かつ燃費基準達成車（LPG 自動車を含む）・☆☆☆かつ燃費基準+5%達成車（LPG 自動車を含む）
- ・平成 18 年度に、軽課の内容を次のように変更。
- 税率をおおむね 50%軽課： 電気自動車（燃料電池自動車を含む）・天然ガス自動車・メタノール自動車・☆☆☆☆かつ燃費基準+20%達成車（LPG 自動車を含む）
- 税率をおおむね 25%軽課： ☆☆☆☆かつ燃費基準+10%達成車（LPG 自動車を含む）
- ・平成 20 年度に、軽課の内容を次のように変更。
- 税率をおおむね 50%軽課： 電気自動車（燃料電池自動車を含む）・天然ガス自動車

(GVW3.5t 以下は☆☆☆☆車、GVW3.5t 超は重量車☆☆車)・☆☆☆☆車かつ燃費基準+25%達成車

○ 税率をおおむね 25%軽課：☆☆☆☆車かつ燃費基準+20%達成車・☆☆☆☆車かつ燃費基準+15%達成車

※ 各基準を満たすハイブリッド自動車も軽課対象

・平成 22 年度税制改正において、軽課の内容を次のように変更。

○ 税率をおおむね 50%軽課：電気自動車（燃料電池自動車を含む）・天然ガス自動車

(GVW3.5t 以下は☆☆☆☆車、GVW3.5t 超は重量車☆☆車)・プラグインハイブリッド自動車・☆☆☆☆車かつ燃費基準+25%達成車

・平成 24 年度税制改正において、燃費基準等の要件を引き上げた上で 2 年延長。

・平成 26 年度税制改正において、次のように変更。

○ 電気自動車、燃料電池車、天然ガス自動車（平成 21 年排ガス規制 NOx10%以上低減）、プラグインハイブリッド車に加えて、新たにクリーンディーゼル乗用車（平成 21 年排ガス規制適合の乗用車）が対象に追加され、☆☆☆☆車かつ平成 27 年度燃費基準+20%達成（かつ平成 32 年度燃費基準達成車）の区分と併せて減税を拡充した上で 2 年延長。

・平成 27 年度燃費基準達成車に係る税率の軽減措置を廃止。

○ 新車登録から 13 年超のガソリン車及び 11 年超のディーゼル車に対する重課を概ね 10%から 15%に強化した上で 2 年延長。

・平成 28 年度税制改正において、軽課の内容を次のように変更した上で、1 年延長。

○ 税率をおおむね 75%軽課：☆☆☆☆車かつ平成 32 年度燃費基準+10%達成

○ 税率をおおむね 50%軽課：平成 27 年度燃費基準+20%達成

※平成 27 年度燃費基準+10%達成車に係る税率の軽減措置は廃止。

・平成 29 年度税制改正において、軽課の内容を次のように変更した上で、軽課及び重課を 2 年延長。

○ 税率をおおむね 75%軽課：電気自動車等

○ 税率をおおむね 75%軽課：平成 32 年度燃費基準+30%達成

○ 税率をおおむね 50%軽課：平成 32 年度燃費基準+10%達成

・平成 31 年度税制改正において、軽課及び重課を 2 年延長するとともに、平成 35 年度から 2 年間について次のように見直し。

○ 税率をおおむね 75%軽課：電気自動車等

・令和 5 年度税制改正において、環境性能割の税率区分の次回の見直し期限等も勘案し、現行制度の適用期限を 3 年延長。

(軽自動車税)

・平成 27 年度税制改正において、一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)を導入。

○ 税率を概ね 75%軽課：電気自動車・天然ガス自動車・☆☆☆☆車

○ 税率を概ね 50%軽課：☆☆☆☆車かつ平成 32 年度燃費基準+20%達成車

○ 税率を概ね 25%軽課：☆☆☆☆車かつ平成 32 年度燃費基準達成車

・平成 28 年度税制改正において、上記制度のまま 1 年延長。

・平成 29 年度税制改正において、次のように変更した上で、2 年延長。

○ 税率をおおむね 75%軽課：電気自動車等

○ 税率をおおむね 50%軽課：平成 32 年度燃費基準+30%達成

○ 税率をおおむね 25%軽課：平成 32 年度燃費基準+10%達成

・平成 31 年度税制改正において、軽課及び重課を 2 年延長するとともに、平成 35 年度から 2 年間について次のように見直し。

○ 税率をおおむね 75%軽課：電気自動車等

・令和 3 年度税制改正において、軽課及び重課を 2 年延長するとともに、令和 5 年度から 2 年間について次のように見直し。

○ 税率をおおむね 75%軽課：電気自動車等

・令和 5 年度税制改正において、環境性能割の税率区分の次回の見直し期限等も勘案し、

	現行制度の適用期限を3年延長。
--	-----------------